◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

平成22年９月１日（号外政府調達第165号２ページ２段目）掲載の入札公告について、次のとおり変更します。

２ページ２段目、⑷「官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。」を⑷「各省各庁から、指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。」に変更します。

入札公告の変更

平成 22 年 10 月６日
支出負担行為担当官
東京税関総務部長　長谷川浩一

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

平成22年９月15日（号外政府調達第175号３ページ２段目）掲載の入札公告について、次のとおり変更します。

３ページ２段目、⑸「官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。」を⑸「各省各庁から、指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。」に変更します。

入札公告の変更

平成 22 年 10 月６日
支出負担行為担当官
横浜税関総務部長　野島　　透

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　14

１　掲載日
平成22年９月13日（号外政府調達第173号）
２　変更内容
５ページ１段目２⑸、「官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。」を「各省各庁から、指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。」に変更します。

入札公告の変更

平成 22 年 10 月６日
支出負担行為担当官
長崎税関総務部長　浜本　賢治

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　42

１　掲載日
平成22年８月24日（号外政府調達第159号）
２　変更内容
１ページ３段目２⑷中「官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。」を「各省各庁から、指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。」に変更いたします。

入札公告の変更

平成 22 年 10 月６日
支出負担行為担当官
沖縄地区税関総務担当次長　箱川　　真

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　47

１　掲載日
平成22年８月16日（号外政府調達第153号の２ページから３ページ）
２　変更内容
入札公告中の２競争参加資格⑸「官庁（国の全ての機関）から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。」を「各省各庁から、指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む）であること。」に変更します。

入札公告の取消

平成 22 年 10 月６日
契約担当役
国立大学法人東京海洋大学
事務局長　鈴木　優子

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

平成22年９月10日付け（号外政府調達第172号・24ページ）掲載の入札公告第８号「曳航電車高速化装置　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 22 年 10 月６日
支出負担行為担当官
中部地方整備局長　富田　英治

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

○第１号

１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成22年度東海環状大坪高架橋鋼上部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　岐阜県養老郡養老町大坪
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝282.5m
７径間連続非合成少数鈑桁橋　鋼重Ｗ＝約560ｔ
橋長Ｌ＝282.5m（40.0＋５@40.5＋40.0m）
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成24年６月29日まで
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約560ｔ、コンクリート　約1,290㎥、鉄筋　約180ｔ
⑺　本工事は、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型Ⅱ型）の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑽　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm参照）に基づき行うものとする。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成８年度以降に元請けとして、㋐から㋓に掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作・架設した工事を施工した実績を有すること。なお、㋐から㋓は同一工事であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（乙型にあっては分担工事の実績に限る）。）。但し、同一橋梁で、製作と架設が別発注工事の場合は、同一橋梁の根拠を提出することで同一工事と認める。入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成８年度以降元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。
㋐　道路橋（ＴＬ－20以上のものとする。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。
㋑　橋梁形式が単純鈑桁橋以外の鋼橋の工事。
㋒　最大支間長が30m以上の工事。
㋓　床版形式が鋼・コンクリート合成床版（グレーチング床版を除く。）の工事。